

2 点検及び評価の基本的な考え方

(1) 趣旨

効果的な教育行政の推進をはかるとともに、市民への説明責任を果たすため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、教育の取り組みについて点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を議会に提出し、あわせて市民に公表するものです。

(2) 対象

「帯広市教育基本計画（令和2年度～令和11年度）」の体系に従い、令和6年度に実施した取り組みを対象として、点検及び評価を実施しました。

(3) 方法

点検及び評価は、第七期帯広市総合計画の施策・事務事業評価と整合をはかりつつ、「帯広市教育基本計画（令和2年度～令和11年度）」の「個別施策」ごとに行いました。具体的には、成果指標の達成状況や令和6年度における主な取り組みなどを踏まえながら、令和6年度における取り組みの成果と、課題及び今後の方向性の2つの観点から、点検及び評価を行いました。

(4) 学識経験者の知見の活用

学識経験者から点検及び評価に関する意見や助言をいただき、教育委員会が点検及び評価を行うに当たって客観性を確保するとともに、今後の取り組みに活用していきます。

参考1 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(抜粋)

(教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等)

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第4項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。